

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成31年3月7日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 21名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 甲斐徳之助君
 - 5番 守屋常雄君
 - 6番 杉森弘之君
 - 7番 須藤京子君
 - 8番 黒木のぶ子君
 - 9番 池辺己実夫君
 - 10番 市川圭一君
 - 11番 伊藤裕一君
 - 12番 長田麻美君
 - 13番 山本伸子君
 - 14番 遠藤憲子君
 - 15番 鈴木かずみ君
 - 16番 利根川英雄君
 - 17番 山越守君
 - 18番 板倉香君
 - 19番 柳井哲也君
 - 21番 小松崎伸君
 - 22番 石原幸雄君
1. 欠席議員 1名
- 20番 中根利兵衛君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教員委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	田上洋子君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君

平成31年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成31年3月7日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について
- 日程第 3. 議案第 4号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 5号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 7号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 8号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 9号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第10号 平成30年度牛久市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10. 議案第11号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11. 議案第12号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12. 議案第13号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13. 議案第14号 平成31年度牛久市一般会計予算
- 日程第14. 議案第15号 平成31年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15. 議案第16号 平成31年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16. 議案第17号 平成31年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第17. 議案第18号 平成31年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第18. 議案第19号 平成31年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第19. 議案第20号 平成31年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20. 議案第21号 牛久市道路線の認定について

日程第 2 1. 議案第 2 2 号 牛久市道路線の路線変更について

日程第 2 2. 議案第 2 3 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

日程第 2 3. 議案第 2 4 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 2 4. 議案第 2 6 号 土地取得について

日程第 2 5. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

20番中根利兵衛君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、早期の病気予防対策について伺います。

早期の病気予防対策としては、健康を増進し、病気の発症自体を予防する一次予防、病気を早期に発見、治療する二次予防、治療により進行を防ぎ、回復を目指す三次予防があります。これまでは、病気を早期に発見、治療することが主眼でしたが、現在では生活の質を維持するためには病気になる前段階のライフスタイルを改善する一次予防こそが重要と考えられております。

病気にならないよう健康を維持していこうとこっぴつ体操やシルバーリハビリ体操、ウォーキングに参加している方から、健康に気をつけながら生活していると手軽に健康チェックができる、健康ステーションを設置し、病気の早期発見や予防につながると意見がありました。

健康ステーションには、血管年齢計や自動血圧計、骨健康度測定器などが設置されております。実際に設置している神奈川県大和市の文化創造拠点シリウスに、健康度見える化コーナーとして測定器が置いてあります。誰でも気軽に測定することができ、私も実際に伺い、チェックをし、その後ろには長蛇の列でにぎわっておりました。月に数回、そこには保健師がチェック結果を見てアドバイスをしていただけるシステムになっております。自分で健康管理しながら好きなときに健康チェックをし、さらなる健康増進を目指していただきたいと考えますが、御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 健康ステーションは、地域住民にとって身近で、気軽に、楽しく、専門的な支援、相談が受けられ、健康を支える環境整備の拠点として民間企業と連携し、一部の自治体において設置が行われております。

神奈川県は、健康寿命の延伸を目指し、健康と病気の間にある未病状態の改善を掲げ、未病センター設置認証要綱によりまして、健康ステーションの設置について県が主導で推進をしております。神奈川県大和市にある健康度見える化コーナーにつきましては、近隣7市町村と合同で県の認証を受け、商業施設にある図書館に設置され、随時、血圧測定や体組成計などの簡易測定と健康相談を行っております。

牛久市では、保健センターにおきまして、血圧測定、身長・体重測定、DVD視聴ができる脳トレコーナーを設置し、希望により保健師、栄養士などが相談に応じております。また、年1回でございますが、保健福祉部情報提供イベントみんなのしあわせ見本市におきまして、健康チェックコーナーを設置し、簡易検査として血管年齢測定や骨密度測定などを、気軽な健診受診勧奨の手段といたしまして実施をしております。

市では、生活習慣病予防のため、特定健診や各種がん検診、骨検診、歯周病検診等について、根拠に基づいた方法と有効な対象年齢に対しまして実施をしております。

なお、簡易検査の実施回数の増加は現在考えておりませんが、神奈川県を初めとする先進地の取り組みの動向や、その効果につきまして調査研究をしてみたいと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 御答弁の中で、牛久では、みんなのしあわせ見本市で年1回、健康チェックコーナーの中で血管年齢測定や骨密度測定等を受診できるとのことですが、調査ということに当たり、例えば、健康ウォーキング大会、かっぱ体操フォローアップの研修会または元気教室の体力測定にも参加者が受診できるよう拡大するお考えはあるか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 健康ウォークにつきましては、保健センターを拠点としておりますので、血圧、体重などの測定につきましては一部可能でございます。

そのほかの簡易検査の実施拡大は、先ほどもお答えいたしましたとおり、現在考えておりません。簡易検査は健康に対する意識向上の手段となる半面、たまたまよい数値が出た場合など、誤った安心感を与え、定期的な健診受診の妨げになる可能性もあると考えております。拡大や設置をする場合、レンタル料金や人件費などの費用が継続して必要となってまいります。簡易検査の費用対効果や検査後の相談対応につきまして、神奈川県を初めとする先進地の取り組みの動向や効果につきまして、詳細を研究してみたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、調査研究、よろしくお願いいたします。

次に、はり・きゅう・マッサージ補助券について伺います。

健康保持として、市はすこやかで示されている介護予防事業に重点を置いていることは承知

しているところですが、高齢者や介護者の健康保持と心身の負担軽減のため、土浦市は、はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を補助しております。対象となる方は、市内在住の70歳以上の方または65歳以上の寝たきりまたは認知症の方を介護する同居家族であります。

補助額として、1回の施術につき1,000円の補助券を年間8枚交付しております。市の補助額のほか、施術機関から800円の割引が受けられ、自己負担額は施術費用から1,800円を引いた差額が自己負担となります。心身の負担軽減を図るため、はり・きゅう・マッサージ補助券の考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 議員の御質問にもありましたように、土浦市などでは高齢者の健康の保持及び高齢者を介護する者の心身の負担軽減を図ることを目的に、はり・きゅう・マッサージ施術費の補助を実施しております。

当市におきましては、各種の検診体制と介護予防施策の展開により、高齢者の健康保持を図っていくとともに、介護者支援といたしましては、家族介護者交流会を開催して、介護者のリフレッシュを図っておりますことから、既存事業のさらなる充実を図っていく考えでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、さらなる介護予防事業に重点を置いていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、児童虐待について伺います。

児童虐待が広く周知されてきた結果、今まで隠れていた虐待があらわれてきたという面と、家族構成の多様化、近隣とのつき合いの希薄化などで社会全体の養育力が低下したという両方が考えられます。児童相談所への相談対応件数は2008年度の年間約4万件から10年ほどで約13万件と、約3倍にふえています。今現在の虐待の傾向として、暴言などの心理虐待が半数を占め、特に子供の前で親が配偶者らに暴力を振るう面前DVが多いようです。

虐待が減らない要因として、児童虐待と思われる場合、全て通告する義務が定められ、一昔前まではしつけとして許容され、虐待と認識されなかった行為が、関連制度等が改正され、子供の命を守ることの態勢強化があると考えます。そこで、市として現状を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 児童虐待の現状といたしましては、全国的に児童虐待対応件数は年々増加しており、平成29年度まで27年連続で増加しております。

児童虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類あり、最も多いのは心理的虐待で、約半数を占めております。

牛久市においても、虐待に関する相談対応件数は増加しており、平成30年度につきましては1月末までの10カ月間で1,226件を数えており、平成29年度の相談対応件数の754件に比べ、急激に増加しております。

市に寄せられる虐待に関する相談内容はさまざまで、子供への暴力や育児放棄を初め、殴る、蹴る等の身体的虐待と、暴言や無視などの心理的虐待をあわせているなど、複数の虐待が行われているケースも少なくありません。年齢別に見ますと、平成29年度の相談対応件数754件のうち、小学生が391件、中学生が90件であり、小学生が約半数を占めております。学齢期の子供につきましては、学校を初めとした子供やその家庭を取り巻く関係機関と連携しながら対応しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 児童虐待対策は早期発見、早期対応から発生予防にかじが切られました。困り事を抱える家族に声をかけ、早期に支援する仕組みが重要であり、家族支援の体制強化をしなければなりません。

平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子供とその家族及び妊産婦等を対象に実情の把握、子供等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点の整備として、2022年までにこども家庭総合支援拠点の設置目標が掲げられておりますが、まず、児童虐待に対しての取り組み、また、今後こども家庭総合支援拠点の設置に向けて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 児童虐待は、保護者の育児や生活、また、仕事など、さまざまな背景や要因が複数に関係して発生し、その矛先が弱者である子供に向けられてしまうことにより起ります。虐待を未然に防げるかどうかについては、虐待をしてしまう前に相談できる人や場所があるか否か、大きく左右するものと捉えております。

市では、保護者の虐待のリスクのある家庭から相談を受けた場合にも、虐待として捉えてよいかどうかを判断しながら、気になる家庭があるといった連絡があった場合には、保健師や家庭相談員が自宅を訪問させていただきます。家庭のさまざまな相談に乗り、支援が必要な場合には継続してかかわり、関係する部署につなぎ、支援しております。

なお、虐待ケースの進行管理など必要な児童には、牛久市要保護児童対策地域協議会において各関係機関が相互に連携・協力し、それぞれが担う役割を果たし、一体となり対応しております。

また、こども家庭総合支援拠点の設置につきましては、2020年度を目標に準備を進めてまいります。

全ての子供たちが心身共に健やかに育ち、また、安全に過ごせるよう、今後も虐待の未然防止、早期発見、被害の拡大や再発防止に努めてまいります。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 2020年度に向けて、こども家庭総合支援拠点を整備していかれるということで安心しました。さらなる体制強化をお願いいたします。

次に、千葉県野田市に住む小学4年生の女の子が自宅で亡くなりました。原因は、親からの虐待でありました。女の子はいじめに関する学校アンケートで「お父さんに暴力を受けています」などと回答していたのですが、市教育委員会がその写しを父親に渡したと判明しました。保護者への対応に悩む教員は多いと考えます。虐待などに真摯に対応しなければならない一方で、過剰な要求をする親に悩むのも実情であります。そこで、スクールロイヤー制度の導入の提案をいたします。

スクールロイヤー制度とは、子供の最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士を活用する制度であります。文科省は、平成29年度より学校で起きた虐待の問題や保護者からの要求について、学校が法的に相談する弁護士、スクールロイヤーの配置を進め、取り組みを開始する方針を発表いたしました。今現在、47都道府県と政令市の計67自治体を調査したところ、14自治体が導入しており、来年度中には新たに導入する自治体もあるそうです。

茨城県は平成30年に導入しております。茨城県においては、弁護士5名が登録をして対応されるとのことでした。導入している自治体からは必要性を感じているとのこと、また、学校現場の校長先生からは、先進的なバックアップ、心強いと言われております。

導入できない理由として、予算の問題が大きいようであります。子供の最善の利益や子供の成長発達を保障することができる学校環境を目的とする第三者性を持った専門職サポーターのこのスクールロイヤー制度を導入していく考えはあるか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校現場では、いじめや不登校といった生徒指導上の課題への対応のほか、学校管理下での事故や、当初の段階で丁寧な説明や対応がなされなかったための行き違いから、保護者が学校に対して不信感を覚えることになってしまった場合の対応など、さまざまな難しい対応を求められるようになってきています。

国では、学校でのこれらの問題の対応に法律の専門家である弁護士の活用を考え、スクールロイヤーの活用に関する調査研究を平成29年度より行っております。

牛久市では、学校で法的な対応を必要とする問題が生じた際には、市の顧問弁護士に相談をするようにしています。最近では、学校での子供たちの活動の様子を写真や動画でSNSやホームページ上に掲載することに関して問題はないかといった肖像権の取り扱いに関することや、子供の学校での様子や家族関係といった個人情報の取り扱いに関しての考え方について、さらには、学校での活動中に発生したけがに関しての補償や本人・保護者への対応について、市の顧問弁護士より直接的な観点から指導や助言を受けた事例があります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 1点確認をさせていただきます。弁護士にも専門分野があると伺っております。市の顧問弁護士ということですが、虐待、いじめなど、学校で起きるさまざまな問題を解決する専門の弁護士はいらっしゃるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市の顧問弁護士さんで、特に専門性ということではないんですが、保護者に対してどのような対応をしていったらいいとか、どこまで情報開示していったらいいかと、そういった相談が多い状況です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは次に、相談窓口について伺います。

相談窓口は、SNSの相談窓口となります。周囲から見れば何の問題もないように思われる家庭の中で、子供の虐待が行われている現実があります。虐待を受けている子供は心の中で「助けて」と叫んでいるかもしれません。親は虐待を後悔して悩んでいるかもしれません。このような虐待に関する声をにすることはたやすいものではありません。声にできない人たちをSNS相談窓口を開設して児童相談体制強化を考えますが、御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 当市の虐待に関する相談体制といたしましては、緊急を要する場合がありますため、できる限り相談者と直接会話をし、対面で状況把握を行うことが最善であると考えております。こども家庭課家庭児童相談室では、対面や電話による相談をお受けしております。また、児童相談所全国共通ダイヤルであります189、いち早くとして紹介されております。そのほか、市ホームページのメールでの相談受け付け、子育てシンボルマークが表示してある市役所関係部署の窓口での相談など、気軽に相談できる場の態勢を整えております。

児童虐待を防止するため、東京都ではLINEを利用した子供や保護者からの相談等の受け付けを来年度から本格実施する予定とのことでございます。さまざまな悩みを抱える子供や保護者からの相談体制については、身近で手軽なSNSなどの活用も一つの選択肢と捉えている

ところでございます。

しかしながら、SNSによる相談の導入につきましては、受け付け時間や職員の配置など体制の整備が必要であること、また、プライバシー保護の観点やセキュリティーに関する課題もあるため、東京都のLINE導入後の動向や他市の状況等について調査研究をしております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 東京都のLINE相談窓口ということで、去年11月1日から2週間、トライアルの検証をしたそうです。その結果、東京都のほうに問い合わせをしましたところ、300件以上の相談があったそうです。相談センターが受け、24時間の体制でかかっているということを教育委員会から伺いました。ぜひ東京都のLINE相談窓口の設置状況、また調査をしていただいて、設置に向けてよろしく願いいたします。

次に、インクルーシブ教育の推進について伺います。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育であります。

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が積極的に参加していくことができ、それは誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会であります。このような社会を目指すことは重要な課題であると考え、取り組んでいかななくてはなりません。

共生社会の形成に向けて障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念が必要であり、その構築のためには特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えます。基本的な方向性として、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指していくべきであります。その場合には、それぞれの子供が授業内容がわかり、学習活動に参加している実感、違和感を持ちながら、充実した時間を少しずつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要と考えます。

まず、発達障害や学習障害などを理由に特別支援学級を利用している児童生徒がどのくらい増加しているか現状を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市内の小中学校での特別支援学級に在籍している児童生徒の現状についてお答えします。

平成29年5月1日現在では、小中学校の特別支援学級の在籍児童生徒は160名でした。学級数は、知的障害特別支援学級が15クラス、自閉症・情緒障害特別支援学級が17クラス、言語障害特別支援学級が4クラスで、全部で36クラスでした。

平成30年5月1日現在では184名になり、昨年度に比べ24名ふえました。学級数は言語障害特別支援学級が昨年度と同じクラス数でしたが、知的障害特別支援学級は牛久小と牛久

一中が1クラスずつふえ、17クラスになりました。自閉症・情緒障害特別支援学級も神谷小に1クラスふえて18クラスになり、市内の特別支援学級は全部で39クラスにふえました。

さらに、奥野小学校には今年度から通級指導教室ができました。通級指導教室とは、通常学級に在籍しながら月に1時間から週に8時間までの授業時間で別室での取り出しの指導が受けられます。奥野小では保護者と本人の希望により、4月から10名の児童が取り出しによる少人数の授業を受けることになりました。

また、国では、発達障害の可能性のある特別な教育的支援が必要な児童生徒が通常学級に6.5%在籍する可能性があるとしています。牛久市でも、約450名程度が該当する計算です。特別支援学級に在籍せず、学習に苦戦している児童生徒に対して、奥野小以外の小中学校でも取り出しの個別支援を行い、その後の特別支援学級への通級につないでいます。

平成31年度の特別支援学級の在籍数は、さらに33名ふえ、217名になる見込みです。中根小と一中では自閉症・情緒障害特別支援学級が1クラスずつふえ、南中では知的支援学級が1クラスふえる予定です。

さらに、奥野小の卒業生が進学した後も通級指導教室を利用できるように、牛久二中にも開設の要望を県教育委員会にしている現状です。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 二中を今後、県の教育委員会に開設の要望をとのことですが、開設されていない小中学校への開設計画はあるのでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在は、通級指導教室が開設されていない学校にも児童生徒の利用希望があれば、今後、開設を県に要望していく考えです。

先ほど答弁しましたとおり、読み書き障害で学びにくさのある児童生徒が通常学級に在籍しながら、取り出しによって体験的に特別支援学級で学んでいる状況があります。このような児童生徒の保護者に対して、各小中学校では個別面談などの際に担任や特別支援学級の担当者が、通級指導教室を利用する希望の有無を確認などはしています。しかし、現在では、通級指導教室よりも特別支援学級への在籍希望が多かったことから、新たな通級指導教室の開設の要望は二中以外にありませんでした。

県教育委員会では、小中学校に新規で開設する場合には、13名の利用希望者があれば確実に開設できることになっています。しかし、奥野小学校では10名の利用希望者で開設されました。牛久二中では、奥野小で通級指導教室を利用していた4名の希望で開設される状況になりました。今後も人数を満たさなくても希望者が多い場合には、県への通級指導教室開設の要望をしていく予定です。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、通級指導を開設されていない学校の児童生徒が通級指導を要望した場合、どのように対応されるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今後、開設されていない学校の児童生徒が通級指導教室を要望した場合には、まず、児童生徒や保護者と今後の取り出しによる個別指導の仕方について協議していきます。それから、特別支援学級での体験のための取り出しを行います。そこで、本人の対応状況を確認したり、発達検査を実施したりして客観的に観察していきます。そして、通級指導教室での対応がよいか、特別支援学級での対応がよいか、適切な支援先を市教育支援委員会でも検討していただきます。最終的には、ほかの希望者の状況にもよりますが、希望者の有無に応じて県教育委員会へ通級指導教室開設の要望をしていく対応となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、子供の多様性を受けとめていくには、多様な学び場の整備と教職員の確保は大きな課題であります。市教育支援委員会の後、重度の障害を抱えた子供が特別支援学校へ就学し、家庭での訪問指導を受けている現状があります。そのような多様性の中の医療的ケアが必要な子供を地域の学校へ通わせたいと、保護者の方は要望しております。地域の学校で受け入れていくよう、市としての制度の整備をどのように考えているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 平成23年度に障害者基本法が改正され、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じなければならないとされました。翌年の平成24年、中央教育審議会により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進がまとめられました。これらを踏まえて、平成25年9月に学校教育法施行令が改正されました。障害のある児童生徒の就学先を決める際に、市教育委員会が本人、保護者へ十分な情報を提供することや、本人、保護者の意見を最大限に尊重し、本人、保護者と教育委員会、学校などが教育的ニーズと必要な支援への合意形成を図りながら就学先を決めることとされました。

本市では、平成22年度の小学校就学時に、車椅子を利用し、身体的な不自由さがある児童に対して、当時の市就学指導委員会では、肢体不自由の特別支援学校への就学が適するという答申が出されました。しかし、教育委員会としては、保護者と相談の結果、保護者の介助をつけることなどを条件に、バリアフリーでエレベーターもある地元の小学校への就学を認めました。その後、保護者のサポートの中で、小学校の通常学級で6年間生活することができました。中学校の進学においても、地域の学校を本人と保護者が希望しました。進学先の中学校にエレ

ベーターを設置することは予算上難しく、市は階段昇降機の設置を検討しました。また、エレベーターがある別の中学校への進学も検討しました。結局は、エレベーターのある中学校への進学を決定し、その中学校には車椅子でも移動するためのスロープをつくるなど、環境を整えました。

また、医療的ケアを必要とする子供がいた場合には、平成24年度の制度改正で、口や鼻、気管からたんの吸引や管からの栄養注入など、5つの特定行為は小中学校でも行えることになり、地域の学校での受け入れも検討されるようになりました。しかし、資格を有する看護師等の配置や学校の組織的な体制の整備、近隣の医師や保護者との連携が十分行われる必要があります。

現状では、看護師等の配置ができないことや、各小中学校教職員の絶対数の不足などの課題があり、実現は難しいと思われませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 看護師が配置できない理由を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 看護師を学校へ配置するのがよいか、特別支援学校への在籍がよいのかを判断することも必要になってくるかと思えます。

県内の古河市では、小学校の学校支援員の中に以前から看護師資格を持っていた方がいて、特別支援教育支援員として公立の小学校に配置されています。教育委員会とケアが必要な子供の保護者が学校での対応についてよく話し合い、国や県が示す5つの医療行為の実施ではなく、給食時の食事介護のみの対応をしている状況です。国では、インクルーシブ教育システム推進事業の特別支援教育専門家等配置において、医療的ケアのための看護師拡充を1,000人から1,200人にふやすとしています。県内では、看護師が日立市のみ特別支援学校へ配置されています。しかし、公立の小中学校への配置は、県内にはまだされていない状況です。

こうした状況を踏まえながら、今後、医療的ケアが必要な子供の保護者とよく話し合い、環境や人材が整っている地域の特別支援学校がよいのか、公立の学校でどんな対応ができるのかを保護者も交えて考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ぜひ、当事者の保護者としっかり話し合ってください、進路を決めていっていただきたいと思います。

文部科学省は小学校への看護師配置を後押ししております。医療的ケア児はどここの学校にいてもおかしくないという時代になりつつあります。

大阪市では、潜在看護師を発掘しておりまして、看護師確保に挑戦しております。その中で

担当課は、看護師の勤務が病院だと夜勤があったりシフトに組まれて大変、子育てしながらの看護師は大変だという声で、学校現場では一定の時間で勤務ができる、勤めやすいということをお話をされて、潜在看護師を発掘しているそうです。

子供の多様性を受けとめ、誰一人も取り残さない支援をこれからも目指していただき、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

次に、11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 11番伊藤裕一でございます。

本日は、大きく3点質問させていただきます。

東日本大震災から間もなく8年。昨年6月には大阪北部地震、9月には北海道胆振東部地震と大きな地震が続き、改めまして、我が国は地震列島であり、安心できる場所がないこと、常日ごろの備えが大事であることを痛感するとともに、私も所属しております消防団でも、いざ震災が発生した際には大きな役割が求められると感じるところでございます。

胆振東部地震では、崖崩れや大規模停電といった被害に加え、北海道内15市町で液状化被害が発生、札幌市清田区では液状化による激しい地盤沈下で道路の陥没や複数家屋の傾きが発生、地震が発生してから半年が経過した現在でも、避難生活により家に帰れない方がいるとのことでございます。地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象である液状化は、大きな川や湖の近く、また、造成地でリスクが高いとされており、本市でも過去の議事録によれば、東日本大震災の際、道路の液状化が南7丁目、南5丁目、秋住団地の3カ所で発生。将来発生するかもしれない茨城県南部地震などの大地震に備え、対応が必要であると感じるところでございますが、市内で液状化リスクが高いと思われる地域、さらにこれまでの対応について御答弁願います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 昨年12月、茨城県により茨城県地震被害想定調査報告書が発表されましたが、これは、より実態に即した効果的な地震対策を実施していくことを目的に県が作成した最新の地震被害想定となっております。本報告書における想定地震については、大きな被害をもたらすおそれのある7つの地震が設定されており、そのうちの1つ、茨城県南部の地震では、当市における予測震度が6強となっており、当市に最も被害を及ぼすことが懸念される地震となっております。

本報告書には、液状化による市町村ごとの被害想定も記載されておりますが、茨城県南部の地震における近隣市の想定では、取手市が全壊・半壊合わせて782棟、龍ヶ崎市が360棟、

土浦市が96棟、つくば市が39棟となっている中、当市の想定においては、「わずか」という表現にとどまっております。つまり、液状化のリスクとしては、ゼロということはございませんが、本件における最新の被害想定を鑑みますと、近隣市と比べて極めて低い結果となっております。

しかしながら、実際の災害では想定を大幅に上回る場合もございます。液状化に対する特段の対策等については、現在のところ実施の予定はございませんが、液状化に限らず、今後ともさまざまな機会を通して防災意識の高揚に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 茨城県の報告書によれば、液状化リスクはわずかと御答弁をいただきました。本市では、ゆれやすさ防災マップが作成されておりますが、土浦市、ひたちなか市、神栖市などの地域では、液状化危険度を示した液状化マップを公開。想定としてはわずかではありませんけれども、東日本大震災の際には実際に液状化被害が発生したということもございまして、本市におきましても対応策を検討するためにも、液状化マップを作成すべきと考えますが、執行部の御所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 先ほど答弁いたしました茨城県地震被害想定調査報告書では、液状化の可能性のある地点のマップが掲載されております。マップの表示では、液状化の可能性が5段階で色分けされておりますが、当市域では、牛久市の市域では、5段階のうち最も低い「可能性ややあり」のエリアが河川沿いを中心とした一部に分布しているといった状況でございます。本報告書は、ホームページ上でも閲覧することができますので、当市独自のマップ作成については現在のところ予定しておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 県作成によるマップが既にあるということですが、確認の意味で、それは市域全体として揺れやすさを示したものなのか、それとも細かく市内の地域ごとにリスクが高い地域が示されているマップなのか。また、そのマップを例えば引用するなどの形で活用していくお考えはないかについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

マップにつきましては、インターネットで閲覧できるようになっております。県全体の地図を表示するような形になっておりまして、それで、ズームしていくと、拡大して牛久市の全域の地図が見られるようになるんですけれども、それを活用して新たにマップをつくるという考えは今のところありません。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今のところ活用する考えはないとのことでありますけれども、想定を超えた被害があるのが災害でございますので、さまざまなリスクを考慮に入れ、今後の災害対策を進めていただければと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。本市の人口動態についてでございます。

既に、質問があったところでございますけれども、町を将来世代につなぐとともに、市税収入を確保し、インフラの維持を図る観点からも定住人口の維持を図ること、これほどの自治体においても重要な課題でございます。

本市におきましても、平成28年に牛久市人口ビジョン及び牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。総合戦略では、2060年の人口目標を8万4,000人、ほぼ現状を維持する、人口減少社会にあって野心的な目標を掲げたところでございます。

本市はこれまで茨城県内、常磐線唯一の人口増自治体と言われ、人口微増傾向を続けてまいりましたが、牛久市ホームページによれば、平成30年4月時点で人口8万5,084人に対し、本年1月時点で8万5,038人と年度初めより46人の減となっており、人口減が心配される状況でございます。

そこで、これまでの人口動態、さらに、本年度の見込みについてお示してください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

牛久市は、昭和30年に現在の市域となり、当時の人口は約1万5,000人でした。その後、15年間で約2万人に、その後は毎年1,000人以上の増加があり、昭和55年前後は1年で3,000人以上増加する時代もございました。市制施行した昭和61年には5万人を超え、平成10年ごろまで人口増加は毎年1,000人ほどになり、平成25年を過ぎるころから増加人数は年に二、三百人程度となり、平成29年には8万5,000人を超えました。

出生数と死亡数の自然増減につきましては、人口が急増した昭和55年ごろから平成元年までは1年で五、六百人が出生し、死亡者は300人以下でした。出生数はこれ以降ほぼ700人台を維持しましたが、死亡者数は平成20年には500人を超え、700人を超える年もございました。直近では、平成29年度1年間で出生が671人、死亡が716人と45人の自然減となっています。平成30年度は1月末日で483人の出生、581人の死亡と98人の自然減となっております。

転入・転出数の社会増減は、昭和50年代から平成3年ごろまでは3,000人台の転入者に対し、転出者は2,000人台で推移し、社会増は1,000人程度でした。その後、転入者は平成20年に5,000人を超えましたが、転出者も4,000人を超え、社会増として

は1,000人未満となりました。平成29年度は3,494人の転入者に対しまして3,428人の転出者があり、66名の転入超過となり、平成30年度は1月末日現在で2,874人の転入と2,846人の転出で28人の転入超過となっております。

以上の自然増減数と社会増減数から推測しますと、平成30年度につきましては、議員御指摘のとおり当市も人口減少に突入するものとも考えられております。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 社会増の伸び悩み、自然減の拡大により人口減の可能性があると御答弁をいただきました。

本市も、いわゆるニュータウンと呼ばれるまち同様、一定の時期に人口が急増したことにより、人口減のスピードも対策なしでは速くなるおそれがあり、住みたいまち、住み続けたいまちを目指す上で重要な要素である仕事、住まい、子育て環境を整えることが重要であると考えているところでございます。

来年度予算案におきましても、国、県の補助金を活用し、東京圏から牛久市に移住し、就業もしくは起業した方に対し支援金を支給するわくわく茨城生活実現事業など、人口増の流れを再び呼び込む政策が盛り込まれております。

そこで、就業支援、住宅支援、子育て支援など、人口を維持する取り組みの現状と今後についてお示しください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 人口を維持する取り組みといたしましては、平成28年度に人口ビジョンをそれぞれと、それを実現するためのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。人口ビジョンでは、牛久市の2060年度の人口目標を現在と同じ8万4,000人とし、住みやすさ、産み育てやすさにこだわり、選ばれるまちであり続けるための各分野の施策を行っております。

施策につきましては、それぞれの重要業績評価指標KPIを設定し、進捗管理を行っております。平成29年度のKPIの進捗といたしましては、全60の指標の目標達成が35%となっております。本年度達成目標37のうち、目標値に対してどの程度まで達成できていたかを検証すると、90%以上が15指標、75から90%未満が12指標、50%以上75%未満達成が7つございまして、それ以下は3指標でした。達成率の低い3指標は、保育園待機児童数が目標ゼロ人に対し53、新規就農者が目標値の1人に対しゼロ、空き家改装費用立てかえに関する支援制度活用件数は目標値2に対してゼロであります。

保育園待機児童対策につきましては、民間保育園の保育士への給与補助などを行うこと、それぞれの未達成原因を究明し、目標年度である平成31年度の達成を目標としています。

主な取り組みといたしましては、男女の出会いの場をつくり、ふれあいパーティーの実施やマッチング支援などを行う市民団体の育成、活動支援や、出産・子育てに関するさまざまな相談とに対し切れ目なく対応するための子育て世代包括支援センターを平成28年度に設置し、さらに不妊・不育症の治療費助成、そして希望する子供たちの数を実現するための支援を行ってまいります。また、子供の疾病予防のために予防接種の充実や、就業支援、保育園、児童クラブの充実を図っており、さらに住宅支援といたしましては市営住宅の整備と空き家バンクの活用を行ってまいりました。

また、新たな移住推進事業としまして、東京の一極集中を是正し、地方の人材不足の解消を図るための、東京圏からの移住者に対する支援事業を平成31年度から開始いたしました。これは国の制度を活用するもので、市内に移住し、市内もしくは近隣の中小企業に就職した方に、移住支援補助金として、複数の世帯には100万、単身者には60万を上限として補助する事業でございます。この事業は、国が東京圏から地方へ6年間で6万人の移住を推進することを目標として、地方創生推進交付金を活用して始める事業でございます。今後は、この移住支援金を連動・連携する移住促進策を調査研究し、導入の検討をしてまいります。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 移住支援事業など、さまざまな取り組みを行おうとしているとのことでございます。そのうち、住宅支援につきまして、空き家バンクの創設など、さまざまな取り組みが行われておりますが、こちら、補助金制度は導入されておらず、また、市営住宅についても、若い、高齢者以外の単身者世帯は入れないなど、いろいろ、もう少し支援の形を充実させることが重要なのだろうと感じるところでございます。

そこで、住宅取得補助金やリフォーム補助金など、こういった補助金制度につきましては、これまでの議会答弁では継続して検討ということでございましたが、現在の検討状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 再度の御質問にお答えいたします。

住みかえ支援策につきましては、以前も伊藤議員のほうから御質問をいただいております。この間、金融機関と連携した移住定住政策につきましては、直接、金融機関とも住宅ローンとの連携について具体的な協議を行いました。また、他の自治体等の施策につきましても調査研究を今しております。

先ほども答弁申し上げましたが、これまで増加を続けてきた当市の人口も、今年度におきましては減少に直面することが見込まれております。今後、これまでの検討施策や先ほど申し上げましたわくわく茨城生活実現事業と連携する移住定住施策について、導入時期を含めまして、

今後も検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 継続して検討していただいているということで、一度この任期終わりになりますけれども、今後も検討していただければと思います。

次は、牛久シャトーについての質問でございます。

牛久シャトーにつきましては、飲食物販事業からの撤退が明らかになって以降、多くの同僚議員により取り上げられているところでございます。昨年12月の定例会の答弁では、市が関与することも含め検討中であり、市長、オエノン社長とのトップ会談を調整中とのことございました。質問の通告を出した時点で会談の予定は未定でございましたが、本定例会開会日の冒頭、市長より3月1日に包括協定締結の運びとなったことの説明がございました。その後、根本洋治牛久市長と西永裕司オエノンホールディングス株式会社代表取締役社長が締結式に出席、シャトー本館前でかたい握手を交わし、今後の協定を誓い合ったとのことであり、牛久シャトーの再生に向け期待が持てるところでございます。

改めまして、トップ会談の概要、包括協定の内容をお示しください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

議会開会日での御報告並びに石原議員に御答弁申し上げましたとおり、3月1日、牛久市とオエノンホールディングス株式会社は、牛久シャトーのにぎわいの継続に向け、両者が手を携えて協働して取り組んでいくことを合意し、包括協定を締結いたしました。

昨年10月に牛久シャトーから飲食物販事業の撤退が発表されて以降、市民の皆様方には大変な御心配をおかけし、シャトーのにぎわいが続くよう嘆願書は市内外の310団体から届き、また、市民の皆様からは2万2,892筆の署名が寄せられました。

牛久シャトーの今後の運営につきましては、牛久市とオエノンホールディングス株式会社の双方ともに実り多く、市民の皆様にも満足していただける環境を整えたいとの思いから、両者間で協議を重ね、今回の合意に至った次第でございます。

締結式では、根本市長と西永オエノンホールディングス株式会社代表取締役社長がかたい握手を交わし、今後の協力を誓い合いました。

なお包括協定の内容ということでですので、お話ししたいと思います。

まず一つ、1番、重要文化財シャトー神谷旧醸造場施設の保存、活用に関すること。2、牛久シャトーの公開、活用に関すること。3、牛久市が進める日本遺産認定推進事業に関すること。4、牛久市の観光やブランド振興、文化に関すること。5、その他必要と認められる事項。この5項目につきまして、両者が連携・協力することで牛久シャトー並びに地域の諸課題に迅

速かつ的確に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ろうとするものでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） シャトーがこういう時代になったとき、私は早くに社長と会い、そして打開をすべく会談をすることが最善の目標だということを皆さんにもお話ししておりました。ただ、状況は変わるもので、そういう状況の中に、その中でも、いつそういうことをするかということを話しているうちに、だんだんオエノンさんのほうからこういうことをしようと、こういうことをしようと、いろんな投げかけがございました。進展いたしました。私たちが会うより、事務方がいろんな話が進む状況になりましたので、これは私が会う以上にもっと進むことなら、もっといろんな状況を話を進めたほうが、これは私たちが会った以上に成果があるのかなということで、それが非常に好意的な話を随分いただきました。私も最初はちょっと記者会見等で声高々な話をしましたが、そういうこともありまして、これはやはり冷静になって、お互いのウイン・ウインの関係をつくるための交渉が第一だと思ひまして、私たちが会うのはそれからでもいいんじゃないかなということで、3月1日でございました。ですから、私たちは、直接この調停式の前には会談したことがなく、そして、お互いの職員の協議のもとでこのようになったことございまして、そういうことございまして、これからはウイン・ウインのお互いのシャトーでありながら、それをどうするかということを、これからまた秋までにはしっかりとオエノンさんと、そして私たちは詰めていくつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） さまざまな調整の結果、この時期の会談になったと市長より御答弁いただきました。国同士のトップ会談でも事務方が調整して、そして、ある程度成果が見えた上で出会うというのはある話ですので、この時期になったというのは適切な、早過ぎず遅過ぎず、適切な時期であったと感じるところでございます。

包括協定は、牛久市とオエノンが協力してやっていこうという大きな方向性を示したものと理解しており、今後何をするのか、具体的な知り組みが重要になってくると考えます。開会日の市長説明で注目したのは、今月末に迫った桜開花の時期に楽しんでいただけるように調整しているとの発言であり、イベントとして、まずは一時的であったとしても、牛久シャトーで飲食ができるようになれば今後の再生にもつながっていくと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

包括協定に基づき両方で協働する最初の事業が、桜の時期の運営でございます。開花時期も早まりそうであり、現在、両方で協議を急いでいるところでございます。その規模は、これまでより小さくなると思われませんが、今、伊藤議員の御質問にもあったように、飲食もできるよう詳細を詰めているところでございます。市民の皆様楽しんでいただけるイベントとなるように、今、両方で大急ぎで取り組んでいるところでございます。

なお、詳細が決まり次第、またお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 飲食ができるように検討中とのうれしい御答弁をいただきました。ぜひ、実現できればと感じているところでございます。

続きまして、再質問といたしまして、包括協定では、（1）重要文化財シャトー神谷旧醸造場施設の保存、活用に関することとあり、保存と同時に、もし今後、市が協力してイベントを開催ということであれば、人の流れを再び戻すことが重要と考えます。

そこで、お花見の時期の先の長期的な取り組みとしてどのようなことを想定されているのか。さらに、③の質問にもつながりますが、オエノンと牛久市が協働しながら進めるという本協定の趣旨に基づくと、それ以外の外食産業などの主体がかかわる余地はないのかについて確認をしたいと思いますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

桜の時期以降の取り組みにつきましては、現在あわせて詳細を詰めているところであり、現時点で具体的な決定事項はないと言うほか、ちょっと今のところはございません。

また、牛久市やオエノンホールディングス株式会社以外がかかわる余地ということではありますが、それにつきましても、現在ちょっとお答えできる状況にはございません。

しかしながら、包括協定におきまして双方の思いは確認できておりますので、発表できる状況となりますまで、いましばらくお待ちいただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今後の展開を期待しながら注視していきたいと思っております。

続きまして、②番、市内立地企業の情報収集体制についてでございます。

今回の事態を受け、市民の方から御意見をいただいているのが、牛久シャトーの飲食物販事業からの撤退という重大な事態を、どうして市は前もって知らなかったのかという点であり、私も匿名の方から電話を受けたり、昨年に行われました牛久市議会主催議会報告会では、同様の趣旨の御意見が出たところでもございます。

また、企業の情報収集体制の重要性は、オエノンホールディングスに限った話ではございません。エスカード問題の動向を見ましても、イズミヤ、エイチ・ツー・オーリテイリングの動向にもっと注目をしておけばよかったと思うところもあり、さらに、工場など市内に立地する企業につきましても、事業に使用する償却資産で固定資産税の対象になるものもございます。税収見込みの正確な把握という観点からも、市内立地企業の情報収集体制を強化することが必要と私は考えております。

具体的には、顧客をフォローする営業職のように、市職員が定期的に市内主要企業を訪問すること、上場企業については公開された投資家向けの情報であるIR情報を把握することなどが考えられると思います。さらに、埼玉県深谷市のホームページによれば、市長が市内の企業を訪問し、各企業の経営概要や景況感、さらに雇用状況などをお聞きすることで、顔の見える関係づくりを行っていますと記載があり、平成29年度はものづくり企業を中心に10社を訪問。宮城県登米市、大阪府高槻市などでも同様の取り組みを行い、訪問の概要をホームページで公開するなど、いわゆるトップセールスの市内版のように首長みずから自治体内企業を訪問する取り組みが行われております。

そこで、現状の市内立地企業の情報収集体制、さらに、今後についてはどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、企業との連携強化につきましては、設備投資や雇用創出はもとより、立地企業の撤退を防ぐためにも重要な取り組みであると認識しております。

現在、県との連携のもと、立地企業に対するフォローアップ事業として各企業を直接訪問し、事業の概要、従業員の現状、現在の業況、圏央道の整備後の状況変化、今後の設備投資の予定などに加え、市への要望など、聞き取りを行っているところでございます。

こういった情報は、市民の皆様に広くお伝えできるものではなく、記録に残し、県と情報共有するほか、企業誘致の活動に活用するにとどまっております。

市内立地企業の撤退は、市内経済及び財政上の大きな損失を招くことにつながるため、引き続き、企業との連携を強化するフォローアップの取り組みに努め、企業との良好な関係を構築し、長期的、継続的にその関係を深めていくことで企業の流出防止、さらには、関連企業や取引先の企業などの新しい進出を促すよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 県と連携し、企業を訪問していると御答弁をいただきました。

市長みずから重要な場面で訪問する、今回もトップ会談行っていただきましたが、市長みず

からトップセールスかのように市内企業を訪問することについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私の、執行部には守秘義務ってございまして、やっぱり牛久市内の業者に対してもある程度の税収とか、いろんなことを見ることができます。ただ、それにおいて、我々がアクションすることによって、その企業がどうなるかということが非常に悩ましいところございまして、また、そういう改善してくださいとも、なかなか言えないんですけども、情報あるんですけども、その件に対してなかなか踏み込めない、行政として踏み込めないという部分がございます。やはり、どういう状況ですか、そういうことも本当はいいんでしょう。ただ、一つの方法としてはいろんなアンケートを出しながらのその状況、空気……何ていいますか、感じるっていいますか、そういう程度じゃないと、やっぱり「財務書類を見せてください」って言ったら、これちょっと、これは民間会社にとっては失礼な話になるかもしれないし、ただ、いろんな牛久で補助を出している分だったらそれはいいかもしれませんが、ただ、数字は微妙な部分ございますんで、本当にデリケートな部分でございますので、慎重にやらなきゃいけない部分も私はあるのかなと思います。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 難しい面もあるかとは思いますが、上場企業については公開されている情報もあったり、いろいろ現状でもできることもあるかと思えます。今後、企業との関係づくり強化していただければと述べさせていただき、③の質問に移らせていただきます。

次に、市の関与のあり方といたしまして、市外の方から見た場合、牛久の観光地といえば牛久大仏というのが現実としてあるように感じております。牛久市観光振興事業計画でも、本市に日本初の本格的ワイン醸造場があることの認知度については、「知らない」と「余り知らない」の回答割合が合計約6割になるなど、認知が十分に広がっていない結果となっております。

そこで、牛久シャトーの知名度を高める施策、広報活動や日本遺産登録に向けた活動が重要と考えますが、これまでの取り組み、今後の施策について伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久シャトーに市がどのようにかかわっていくのかにつきましては、詳細については現在協議中であり、シャトーの全体的な運営に市がかかわることができるよう調整を図っているところでございます。牛久市とオエノンホールディングス株式会社の両者がお互いに知恵を出し合い、シャトーの理想的な活用に向けて最善な答えが出せるよう取り組んでまいります。

次に、知名度を高める施策についてでございますが、まずは、日本遺産の認定ということに

なると思います。牛久シャトーの価値をこれまで以上にグレードアップするために、既に本年1月18日に市から茨城県を介し、文化庁に日本遺産の申請を行ったところでございます。ことし4月から5月には結果が出る予定というふうに伺っております。

PRにつきましては、観光協会はもとより、シティプロモーション担当課とも連携して情報を発信してまいります。また、フィルムコミッションにも力を入れ、明治期の建築物を生かした撮影を呼び込めるよう積極的に取り組んでまいります。

さまざまな取り組みを通して牛久シャトーの付加価値を高めていくことが、知名度を高めることにつながっていくものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 続きまして、指定管理者による運営について質問いたします。

指定管理者制度とは、公共施設の管理権限を、指定を受けた民間企業、NPO等に委任するものであり、収益を指定先のものとする 것도可能であるなど、業務委託に比べ踏み込んだ委託形態でございます。本市の事例としましては、自然観察の森や駐輪場で地元NPOや市の関連会社を指定先として制度が導入されております。

しかし、千葉県流山市の総合体育館キックマンアリーナでは、都内でドームを運営する企業が指定管理者となっており、すぐれたノウハウを発揮。他自治体でも民間企業による指定管理者受託が広がっている現状を踏まえ、施設の性質を考慮の上、大手企業を含め、制度の拡大を図ってはと、私は平成29年第1回定例会で取り上げたところでございます。今後の動向次第では、この指定管理者制度は牛久シャトーにも適用できるのではと考えており、3月1日配信産経新聞記事によれば、飲食事業についてオエノン社の西永社長は、我々ではノウハウが足りなかった。牛久シャトーを不動産として活用し、プロの飲食業者を招き入れて再開させる可能性はあるとの考えを示したとのことでございます。同社主体でという話なのかもしれませんが、外部業者による飲食事業運営も視野に入れていることが明らかになりました。

2020年度開業予定、龍ヶ崎市の道の駅では、宇都宮の道の駅ろまんちっく村の運営に当たり、集客数増を実現した実績のある地域商社とホームセンターのジョイントベンチャーが指定管理者となることが決定。近隣自治体でも外部ノウハウを生かした施設運営が広まる中、牛久シャトーの指定管理者としての運営に興味を示す企業があらわれることも予想され、指定管理者とするには、市による所有権取得もしくは賃借が必要になるなどハードルがございますが、先ほど全体的な運営にかかわれるようにすることも含め検討中とお話ございました。無償または低額での譲渡、補助金の対象となることなど、あらゆる事態をシミュレーションすることが必要であり、指定管理者による牛久シャトー運営の調査研究を進めてはと私は考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

指定管理者制度についてですが、牛久シャトーをどのように管理し、また、どのように活用していくのか、詳細につきましては、先ほども申しましたように現在協議中でございます。指定管理者制度あるいは民間のノウハウを活用する手法など、あらゆる選択肢を排除することなく、さまざまにシミュレーションしながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、牛久シャトーに関する今後の課題について取り組んでいくために、プロジェクトチームや専門部署などの設置を、市としても検討しているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 近い時期に再び牛久シャトーで飲食や物販が楽しめるようになることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で11番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時26分休憩

午前11時37分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

今期、9期目最後の一般質問、143回目になります。幸せに住んで暮らせる牛久市をつくるための質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、地域公共交通の充実です。これまで、何度となく質問をしてきました。

私が市内循環バスの運行を取り上げたのは約30年前、元大野正雄市長のときでした。当時の社会福祉センターにあったお風呂を半分にしてしまったというところから始まり、利用率を高めるために市役所や牛久市を回る循環バスの運行を提案しました。その後、現在の福祉センターの建設時には、市内循環バスを運行するとの約束の答弁があり、現在も奥野地域に運行されている福祉循環バスが始まりました。大野喜男市長時の最後のときに、かっぱ号の運転が始まりました。当時は空気を運んでいるという不評でしたが、市民とじっくり話をしてみると、今は車があるから乗らないけれども、何年かたって車を運転できなくなったら必要であるとい

う話が活発に行われ、この循環バスの運行を支持してくれる人たちが少しずつふえていったというも記憶にしております。現在は、そのような空気を運んでいるというようなことはほとんど聞きませんが、バス停や本数の増、ルートをきめ細やかに、また、自分の地域にも来てほしいなど、さまざまな要求が出ております。

先日の答弁の中で、運転免許返納での2万円の利用券が金券ショップで売られているということでありましたが、この話は私も聞いております。確かによいことではありません。しかし、自分の地域にルートがない、乗りたくとも自分との時間が合わないなど、だから運転免許を返納しても循環バスの必要はないという方も多数おられ、その2万円分の利用券をもらわないという人も多々おると聞いております。このような話の中で、さすがに金券ショップに売りに行くという方はおりませんでした。年金暮らしの家庭には2万円のお金は大変大きいものがあります。利用したくても利用できない人は多数存在しているという、ぜひ、こういうことも担当課のほうでは認識してもらいたいと思いますし、そういう情報も聞いていると思います。

市民の声、今回、選挙を行う中でいろいろな方とお話をしているわけですが、例えば、小坂団地から牛久駅に買い物に行くのに関鉄バスだと片道340円、往復で680円。かっぱ号だと200円。大変助かっているという話も数多く聞いております。深刻な高齢化社会の進行によって、ますますかっぱ号の要求は強くなってまいります。

これまでの話、前回の一般質問等の中での担当課との話で、来年度予算で新しいバスの購入があると。それでは6台になるのかなというふうに思っておりましたが、予算書を見る限りそうではなさそうです。

そこで質問したいのは、来年度の予算における市内循環バスかっぱ号の運行計画、どの程度計画しているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成31年度におきましては、コミュニティバスかっぱ号の車両更新を行います。旧型の車両1台を新型車両に入れかえます。これによりまして、かっぱ号5台全ての車両がユニバーサルデザイン化され、ICカード対応までは至りませんでした。全て車椅子対応となります。これまで、車椅子利用に際しては、乗ろうとするバスが車椅子対応車両かどうか事前の確認が必要でございましたが、これからは乗車する旨の連絡で利用できるようになります。

加えて、かっぱ号拡充に向けた新たなルート調査を行います。具体的には、ひたち野うしく地区へのルート拡充を検討するための調査となります。

それ以外にも、稲敷エリア広域バスの運行を継続します。現在3ルートある稲敷エリア広域バスは、費用対効果を主な理由に、美浦・龍ヶ崎と江戸崎・阿見の2ルートが平成31年3月

31日、今月をもちまして廃止されます。これに伴い、龍ヶ崎市・阿見町・美浦村が運営から撤退となります。

これに対し、牛久市では、奥野地区とひたち野うしくを結ぶ交通動線を重視し、稲敷市と共同で江戸崎・牛久ルートの運行継続を決定、当初予算への負担金を計上いたしました。運行継続に当たっては、朝夕の利用者数を参考に、現在の4往復8便を5往復10便に増便し、最終バスの時間を延長いたします。これにより、ひたち野うしく駅発の最終バスの発車時刻が17時55分から19時50分となり、日中時間帯の買い物利用に加えて、本格的通勤に利用できるようになります。

また、引き続き、ボランティア移送サービスの支援拡充を行っております。岡田小学校区地区社会福祉協議会のボランティア移送サービスの本格運行の開始に伴い、専用車両の年間リース料を全額補助しております。さらに現在、向台小学校区地区社会福祉協議会との協議が始まっており、来年度は制度設計を進め、3団体目の、これは牛久二小、岡田小に続く3団体目のボランティア移送サービスの運行開始に向けた準備を行います。

これらに加えて、公共交通空白地有償運送につきましても、事業主体NPOと協議を行い、事業継続に必要な額を引き続き補助することとしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） いろいろな計画で市民にとって大きなプラスになるということはこれからだというふうに感じました。

2009年9月議会で買い物難民対策を取り上げ、法に基づく計画の策定と担当課の設置を要求しました。2011年に初めて地域公共交通網形成計画が策定をされました。そして、2016年には第2次計画が策定をされました。

これまでの、例えば、総合計画、そしてまた、公共交通網形成計画の中で、るる提案はされておりますが、その計画はまだ十分に達成されていないと思います。実効性のある地域公共交通の長期計画というものを策定すべきじゃないかというふうに思います。

私は今の地域公共交通の中、特にかっぱ号、これは5台だけでは到底十分市民要求に対応できるものではないと。少なくとも8台は必要だというふうに考えております。市の今後の地域公共交通の長期計画についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 牛久市の公共交通の計画としましては、牛久市地域公共交通網形成計画がございます。平成28年6月に策定され、計画期間は平成32年度までとなっております。

この中で計画されています施策のうち、優先順位の高いものは、かっぱ号の再編・導入、路

線バスの存続・拡充、奥野地区の公共交通空白地有償運送の維持・改善、地域ごとの移送サービスの導入制度などになります。

議員からの御指摘のありましたかっぱ号の再編・導入につきましては、老朽化した車両の更新や住民要望によるルートの見直し、また、路線バスの存続・拡充につきましては、ノンステップバスの導入補助や沿線自治体と連携した赤字路線への運行費補助を継続的に実施しております。奥野地区の公共交通空白地有償運送の維持・改善につきましては、有償運送実施NPOに対する補助金の継続、地域ごとの移送サービスの導入制度につきましては、デマンド交通の調査研究及びボランティア移送サービスに対する支援を行っております。

これらの計画における施策は、計画期間内で全てが完了・完成するものではありません。平成32年度以降も継続的に推進していくことを考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この地域公共交通の計画の問題については、私がこれまで一貫して主張してきたのは、担当課をつくれということ。そしてまた、人員をふやせということでありました。根本市長になってから新たな対策室ができましたが、現在担当は1名です。私は少なくともほかの自治体、つくばや土浦等を含めて5名は必要だというふうに思いますが、いつもこの質問をしても、人員が足りないということで計画がないようなことを言っておりますが、長期計画の中で、ぜひ、具体的にバスを何台にすると、そしてまた、担当課を設置し、人員もふやすと。今後、ますます高齢化していく中、特に牛久駅周辺の高齢化率というのは高まっているわけですから、早急に解決しなければならない問題だと思いますので、この長期計画の中で具体的に、今、答弁の中では、その計画の中で全て実施するものではないと言っておりましたけれども、何のための計画かそれじゃわからないんです。ですから、もっと具体的な実施計画等を含めて長期計画はしていくべきだというふうに思いますので、その計画自体、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、デマンドタクシーの導入についてであります。

タクシーの初乗り運賃は730円。この初乗り運賃の補助から、まずはデマンドタクシーを始めたらどうかという問題であります。

これには課題も多くあります。1つには、迎車料金。タクシー会社に電話をして、来てもらうときです。そしてまた、迎車料金にもスリップ制というものがあります。このスリップ制というのは、迎車を頼んだときに、倒すと「迎車」というものが運転席の左側のところに出るわけです。それを自分の乗ったときから、例えば、私がいる小坂団地から愛和病院に行ったときに、3キロで行ったとすると大体1,030円ぐらいだそうです、メーターにはその金額が出ているんですが、スリップ料金といいますと、そこをちょっと上げるとこれに迎車料金

が加わるわけです。そうすると、お客とのトラブルになるというような話も聞いておりますが、この迎車料金というのがなかなか問題になるようであります。

しかし、これはタクシー会社の協力、そしてまた病院やスーパー、公共施設などに常時タクシーが1台できるようなタクシープールの設置、こうすることによって迎車料金というものも抑えられるというふうに思います。タクシー会社の協力、当然これは必要です。

これらも含めて、デマンドタクシー初乗り運賃補助から始めたらどうかと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 従来、先進的取り組みでございましたデマンド交通も、近年、高齢化の進行などにより導入自治体がふえております。

近隣自治体のデマンド交通では、自治体がタクシー会社に委託して行う乗合型タクシーのサービスが多く実施されております。これらのサービスを分類しますと、利用者定額制のサービスと初乗り券などに代表される定額補助制のサービス等の2つに分かれます。

近隣では、土浦市ののりあいタクシー土浦とつくば市のつくタクが利用者定額制であるのに対し、稲敷市のタクシー利用券が定額補助制でございます。のりあいタクシー土浦は自己負担額が600円から1,200円、つくタクは自己負担額が300円から1,300円の定額制、稲敷市タクシー利用券は最低負担額を300円として700円を補助する定額補助制となっております。

それぞれの制度の特徴としましては、利用者定額制は、一人一人の利用料金を安価な500円などと設定すると、利用者に優しいサービスとなります。一方で、実際の運賃の差額分を市が負担するため、利用者の長距離利用の状況によりますが、市の負担が大きくなりやすい制度となります。これに対して、定額補助制は、初乗り券などで利用者の補助を行うため、利用者の利用距離による市の負担額が変わらず、経費的に導入しやすいサービスとなります。一方で、利用者の負担が大きくなる傾向を持っている制度と言えます。

デマンド交通の導入に際しては、平成25年3月、国土交通省中部運輸局作成のデマンド型交通の手引におけるデマンド型交通の運行に向けた検討項目の一つとして、自治体と交通事業者が相互の信頼関係を構築する中で、地域の実態を踏まえ、検討段階から交通事業者を参画させるとともに、交通事業者の育成を視野に入れた契約方式を選択することとされており、既存の交通事業者の活用に十分配慮する必要があります。このため、市内タクシー事業者の活用を基本に、利用者定額制や定額補助制などの形態を現在検討しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） デマンドタクシーについて、これも何年か前に何度か先進事例として取り上げてはきたんですが、南相馬の小高、これは合併する前に私どもが視察に行ったんですが、このときはタクシー会社に全てデマンドタクシーを委託して運営を始めた。タクシー会社としては、確かに利益率は下がった。でも、決められた金額だけが正確に入ってくるということでは、安定した経営の一助になっているということも言われておりました。

また、山間部、木曾町の中では、非常に人口が少ない地域にタクシーを1台、1日置いておく。しかし、乗るのは毎日2人だけだということでも、一つの方策としてデマンドタクシーを配置していた。このタクシーはどこまで行くかという、循環バスの通過しているバス停までです。ですから、それらを考えると、いろいろなことが考えられます。例えば、病院に行く、買い物に行く、これは地域公共交通、かっぱ号に乗っていく。そして問題なのは帰りに来る迎車料金です。これをなくすためには、各スーパー、病院、公共施設等にタクシープールをつくって1台置いてあれば、迎車料金は必要なく、そしてまた、先ほど言った初乗り料金730円、これを使えば、そう大きな負担にならなくても十分利用は可能になるわけであります。

これから、今後の、今度は2033年になりますか……済みません、平成33年ですか、計画見直しに向けて、ぜひ、これを検討の段階に入れていただきたいと思います。

次に、続きまして、かっぱ号の日差しを遮るカーテンの問題です。非常にちっちゃな話なんですが、これもいろいろ歩いて聞いていますと、夏場になるとカーテンがないために非常に暑い。したがって、日陰のほうにみんな移動すると。これを何とかできないかというのは何人かの方からもお伺いしました。かっぱ号に日差しを遮るカーテンの設置をできるかどうかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 路線バスでありますかっぱ号は、観光バスと異なり、利用者が座席に座るだけではなく、つり革を使用して立ったまま利用する場合もございます。

運行会社に確認しましたところ、路線バスの利用者は不特定多数であるため、初めての利用で外の景色が見えないとおりの停留所がわからなかったり、健康状態によっては気分が悪くなったりする方も出るそうです。このような状況に配慮し、日よけとしてのカーテンの設置は行っていないとのことでした。

以上のような理由により、現在はカーテンの設置につきましては難しい状況でございますけれども、暑さやまぶしさ対策として遮光用のフィルムなどの導入は可能であると考えます。今後は、手法や導入経費などを調査しまして、対策を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ことしの夏、このところ毎年暑い日が続いておりますので、なるべく早く、そう大きなお金がかかるわけではないと思います。現在5台分です。そのようなフィルム、遮光性のあるフィルムを張っていただく。これで大分その日差しを遮ることができると思います。特に、お年寄りの方のこれは意見です。暑くてとても耐えられないということでしたので、ぜひ、ことしの夏に間に合うようにお願いをしたいと思います。

続きまして、若者が住める新たな空き家を市営住宅化または家賃補助についてであります。

市の空き家バンク事業が始まって約2年弱、これまでの成果と今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 若者や子育て世代の定住を促進する取り組みといたしましては、平成28年に、人口ビジョンとこれを実現するためのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。人口ビジョンでは、牛久市の2060年の目標人口を現在とほぼ同じ8万4,000人とし、住みやすさ、産み育てやすさにこだわり、選ばれるまちであり続けるため、基本目標の第一に「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」を据え、特に子育て・教育分野の施策を重点的に行っております。

御質問の若者の定住支援につきましては、家賃補助、住宅購入に対する助成、住宅資金借入れに対する優遇制度などを、空き家対策や市営住宅事業と連携・連動したさまざまな施策の研究を行い、今後導入を検討してまいります。

少子高齢化に起因する人口減少問題は、次期総合戦略あるいは総合計画におきましても引き続き対応しなければならない最重要事項であると認識をしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） これまでの状況を見る中で、空き家バンクだけ、そしてまた、私が提案しました家賃補助だけ、これでは現在の空き家バンクを解消していくというのはなかなか難しいと思います。

しかしながら、来年度予算でさらなる住宅地の開発の計画が始まるようではありますが、牛久駅周辺の市街地での状況はまだまだ余裕があります。特に、人口減少が著しい牛久駅の乗降客、20年前に比べて1日の乗降客は約半分になっております。20年前は1日約2万1,000人だったところが、これはちょっと古いんですが、2017年、2年前で1万1,000人と、約半分になっているわけでありまして。

新たな開発で何十億、何百億のお金を使うよりやることがあるのではないかとということで、今回は家賃補助について提案をするものであります。

この家賃補助の問題については、前市長時代に取り上げ、一時実施をされましたが、数年で廃止されました。それは、市営住宅入居申請で外れた世帯に補助するというものでしたが、さまざまな制約があり、ほとんど利用されなく廃止をされました。

しかし、この家賃補助には大きな可能性があります。1つ例を挙げますと、保育士不足を解消するための家賃補助の取り組み。新宿区では借り上げ社宅制度を実施し、家賃補助をしております。その社宅に住んで新宿市内の保育園で保育士をすれば、ほぼ家賃はゼロ。仮に、他の物件を選んで補助は支給されます。新宿の家賃、1人世帯で、1DKで約11万円程度であります。1ルームで9万円程度。これに家賃補助上限月8万2,000円、1カ月最高でも2万円ちょっとで新宿、東京のど真ん中に住むことができると。これまでしなければ保育士は集まらないというのが現状ではないかと思えます。保育専門学校を卒業し、保育士を目指すに当たって、牛久を選ぶか、新宿を選ぶかといった場合は、おのずと明らかではないかと思えます。だからといって、牛久市で5万円以上の家賃補助など到底考えられないと。また、そのほか新宿では、学生及び単身者にも3年間月1万円の家賃補助、そして、義務教育終了前の子育て家庭で年収510万円以下の世帯に5年間月5万円の家賃補助をしております。

また、茨城県内、ひたちなか市では、空家等対策計画で、市営住宅のかわりとして市内民間賃貸住宅入居者に家賃補助をしております。2万円を限度に家賃の半額補助をしているのが現状であります。

先日、広報と一緒に配られた空き家ガイドブックでは、牛久市は子育てしやすい面として各種掲げております。家賃補助を前提とした空き家、そして空き部屋への入居募集、これをやはり牛久市の子育てしやすいことを前面の宣伝とした文句をもう少し詳しく入れたらいいのではないかと思います。

その1つには、高校までの医療費無料化制度、保育園は公立、私立合わせて17園、公立幼稚園は2園、そのうち1園は新しいものであります。新設の中学校は1校。そしてまた、予防接種、不妊治療、不育症への助成。また教育では、市内小中学校の耐震化が100%終わっている、学校給食は全て自校方式で各学校に栄養士の配置、そして全校にエアコンを完備されている、学校図書に図書司書が配置される、学力向上のための放課後カップ塾や市内全域から通学可能な小規模特認校、ユネスコスクール認定校の奥野キャンパス、またスクールバスの運行など、これらはほかの自治体から比べて先進的な事例だとも思えます。家賃補助を利用して子育て教育ならば牛久市に、このうたい文句で若者たちを呼ぶ大きな宣伝にもつながると思えます。

また、ほかの面では、新規農業者誘致のための家賃補助、国からの補助を受け、そしてグリーンファームで研修を受け、農業に従事する人たちを他地域から呼び込む。農業にはリストラ

も解雇もないんです。農業に憧れる若者も多いと言われております。家賃補助も大きな宣伝にはなると思います。

先ほどのガイドブック、これによりますと、牛久市の空き家の数は4,330件という状況、これはアパートとか空き店舗とか何か全部含めてだそうですが、何と牛久市の住宅数の12%、10軒に1軒、空き家・空き室という状況であります。これは平成で言うと25年の国の調査です。今はもっとふえているのではないかと思います。さらに今後、ますますふえていくと思います。莫大なお金をかけて大規模開発するより、まず市街地の空き家・空き室を利用した家賃補助による積極的な若者などの入居活性化を検討すべきだと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） ただいま議員のほうから御紹介のありました家賃補助につきましてですが、平成17年、2005年に牛久市で480万円の予算をつくりまして、家賃補助をやらせていただいております。こちらにつきましては、当時は市営住宅にあきがなく、新たな建設もございませんでしたので、そのような理由から家賃の補助、民間のアパートに住まわれている方について市営住宅と同じ基準で、当時1カ月1万円を上限に設定しております。その後、市営前山住宅の建設が始まりましたので、その理由によりその補助については取りやめをさせていただいております。

空き家の市営住宅化につきましてですけれども、現在の市営住宅は、公営住宅法に基づいて住宅困窮者とか低所得者について居住環境を支援する事業として位置づけられております。この公営住宅法に基づく計画のもと、同法の補助を利用して運営しております。議員御提案の住宅につきましては、目的が若者世代の定住促進ということですので、公営住宅法の定義から外れるため、公営住宅法によらない市営住宅として、市独自の計画とし、単独の予算で整備することとなります。

人口減少の著しい過疎地域におきましては、国等の補助制度を活用した幾つかの事例が知られておりますけれども、県南地域におきましては、まだ我々のほうでは把握してございません。今後、活用できる補助制度を含めまして、国、県の動向を注視いたしまして、他市町村の事例を調査した上で費用対効果、その制度について整理するとともに、若者定住促進の施策として他の手法も含めまして比較検討して、調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 先ほどの質問で、ひたちなか市の例をとったわけですが、ひたちなか市は、やはりその公営住宅法の関係がありますので、法律に基づいてありますから、市営住宅のかわりとして家賃補助ということを前提として始まっているわけです。ですから、確か

に公営住宅法からいけば難しいのはわかります。そのかわりとして市営住宅を建てるよりは、市営住宅のかわりに家賃補助をしたほうがずっと安価にできるのではないかと思います。直接、ひたちなかのほうに行行って具体的に詳しく調べたわけではなく、インターネットで調べただけですが、就学前の子供、就学した義務教育の子供たち、一般家庭4人家族で年収490万程度の人たちが家賃補助を受けられるというふうに資料ではそう見られたわけですが、その方向でいきますと、もう少し柔軟に考え、そして空き家をなくすための努力、空き部屋もそうです。

先ほど言いました牛久市の空家等対策計画です。これには具体的なことが書いてあるわけです。空き家等の活用法例ということで、コミュニティレストラン、古民家カフェ、地域サロン、デイサービスセンター、グループホーム、障がい者支援施設、居住シェアハウス、防災広場、花壇、菜園、駐車場、最後に賃貸住宅等（所得の低い子育て世代向け、高齢者等）と。これは牛久空家等対策計画の中に入っているわけであります。今のお話ですと、この活用法例というものが十分検討されていない、これに対する施策もないというふうにとれるわけですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、空家等対策計画の中にそのような記述が書かれておりまして、我々が作成した中に書かれてございます。我々のほうでもいろいろ利用者と空き家の所有者とやっておりますけれども、なかなかマッチングとか、合わないところもございまして、今、その最中がございます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） これまで市のほうで発行している、特に一番新しい空き家ガイドブック、これにはそのようなことは全く書いていないんです。ですから、そこら辺のところは検討されていないんだというふうには思わざるを得ないんですが、例えば、家賃補助が導入された場合、これは当然牛久市が担当するということじゃなくて、今の宅建業界のほうで当然そういう事務手続はするというふうに思うんですが、空き家対策、先ほども言いましたように、10軒に1軒、空き家・空き室、そしてまた店舗です、空き店舗があるというのは紛れもない事実であって、これを何とか有効活用していく、そしてまた若者に対する支援、新しい入居者をふやす意味でも、これまでの対応では私ほうまくいくというふうには思いません。その1つが家賃補助に絡めた形の牛久の魅力です。

前市長は「子育て日本一」という言葉を掲げておりました。しかし、今、根本市長はそういうことは言うてはいないんですが、しかし、子育て、そしてまた教育の面においても、先ほどもる述べましたが、ほかの自治体から比べて進んでいる点は多々あります。特に、耐震化1

00%というのは全国的に見てもそうはないです。そしてまた、小中全部、幼稚園、保育園含めてエアコンが設置されているというところもそう多くはありません。これらを含めても、牛久市の教育、子育てにおいては非常に先進的なものだ。これに家賃補助を加えて若者を呼ぶという、これが1つの大きな施策だと思います。

新たな住宅団地を掲げても、実際にひたち野うしく、現在2万ちょっとなら、計画から現在まで約30年かかっているわけです。新たな団地をつくったとしても、そこに住宅に人が張りついていくころには、ひたち野うしく地域の高齢化が始まる時であって、これはもうイタチごっこです。ならば、若い人を積極的に呼ぶ施策というものを全面に掲げてやるべきだというふうに思います。これは今回初めてですので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、エスカードビルへの公共施設の設置の問題であります。

私たちは、これまでエスカードビルに図書館の設置を提案してきました。また、市長の話、そしてまた新聞等によりますと、公共施設の設置を考えているということがありましたが、どのような公共施設を考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 一昨日の甲斐議員の御質問にお答えしたとおり、エスカード牛久の公共的利活用につきましては、4階フロアを想定して検討を進めてまいります。

店舗誘致と並行して、公共的利活用を促進する上で必要となる基本構想及び基本計画を策定するために必要な予算を平成31年度に計上し、業務委託により取りまとめてまいりたいと考えております。その中で、どのような公共的利活用が可能なのか、また、あらゆる世代の方々が憩い、集える場所をつくる上で、ふさわしい施設とはどのようなものなのか検証し、整備方針を定める予定です。また、この基本構想、基本計画の策定に当たっては、より多くの方々の意見を聞き、十分参考とさせていただきながら進めてまいります。

今後も、開催予定のエスカード牛久ビル活性化懇話会もその一つであり、市議会代表の産業建設常任委員長を初め、市の商工業の振興・発展に力を注いでいる方、エスカード牛久を利用している方などから選出されている懇話会メンバーから多くの意見をいただいているところで、また、エスカード牛久と同様な施設の整備事例やユニークな発想の施設利用などにも目向け、より多くの事例についても視察を行ってまいりたいと考えております。

それらを十分参考としながら、牛久駅前の中心拠点地域ににぎわいと活気をもたらす施設になるよう努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） その前に、1つ忘れた生活環境整備、これはエスカードのほうが終わってからします。

これまでの計画の中で、コンサルタントに任せて設計をしていくということ。先日もありました、東口の中にベンチが足りないとか、段差の問題、そしてまた多く言われるのが、日陰がなくなってしまって夏は暑くてしょうがないと、こういうものがコンサルに任せてやったものです。市民の要求というものがどこに反映されているのかという。ですから、莫大なお金をかけてコンサルタントに任せてやるということは、これはもう考え直してほしいというふうに思います。やはり、数多くの市民の知恵とお力で設計をしていくという、こういうことをお願いしていきたいと思います。

それと、エスカードホールの使用についての看板の設置なんですけど、使用者が上からつり下げる看板の設置を脚立に乗ってやる、特に高齢者の場合は非常に危険なんで、この点についてどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えをいたします。

エスカード生涯学習センターの施設管理につきましては、牛久都市開発株式会社に委託をしております。委託の業務内容は、施設、また附属設備機器・備品の貸し出し及び管理に関する業務等を行っております。

御質問のエスカードホール内の舞台への看板設置についてであります。舞台にある看板用ポールにつきましては、構造上、天井に固定をされておまして、看板設置には脚立等を使用し設置することになります。設置作業に当たっては、高所の作業となりますので、安全性を優先して、事前に管理している牛久都市開発株式会社へお話をいただければ取り付け、取り外しを行うということですので、お申し出をいただけますようお願いをいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 借りる人にはそういう説明はされていないんです。ですから、借りるときにわかりやすく、それらのメモ紙みたいなものをわかるようにしてもらいたいというふうにお願いをいたします。これはそんなにお金がかかるもんじゃありませんから。事故起きてからのほうがもっと大変ですから、それはお願いしたいと思います。

それと、エスカードビルの開館時間の問題、エスカードホールです。10時からだと10時にならないと入れないです。3階まで行って、パリケードがありますから、3階より上に行けないんです。これはゴールドジムの関係だということなんですけど、少し早く上に、エレベーターホールです、そこまではよいのではないかと都市開発のほうに行きましたら、イズミヤとの関係だって言われたんで私も頭にきたんです。イズミヤといろんなことで交渉しているときに、イズミヤのために何で開けないんだということ、誰でもそう思うわけであって、この開館時間、

開館というか、4階まで、せめてエレベーターホールまで行けるようなことをできないかということをお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

エスカードホールの使用時間につきましては、開館時間が午前10時から午後9時までとなっており、施設の使用に当たりましては、準備等の時間も含めた上で使用をお願いしているところであります。

エスカードビルの営業時間は同じく午前10時から午後9時までとなっております、ほかの階においては、一部、午前9時から営業を行っている店舗もありますけれども、その他の入館については制限をかけているのが現状であります。

このようなことから、御質問の使用時間前に入館につきましては、同じ階の他店舗の同意を含め、エスカードビルの管理運営上の問題が関係していますので、管理運営を行っている牛久都市開発株式会社との調整が必要となってまいります。

今後におきましては、関係するそれらの会社等と協議をした上で検討してまいりたいと思います。

議員御指摘の3階のところのバリケードというか、カラーコーンとカラーバーが設置してあるところでありますけれども、階を上がってエレベーターホールの、例えば、あそこに医療機関がありますので、あそこに向かう廊下の入り口ぐらいまでは、そのカラーコーン、カラーバーの移動はできると思いますので、そこは早急に対応していきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） エレベーター4階まで行かないんです。3階でとまってしまうんです。それで、エレベーターも4階まで、当然、中は利用できない、10時からでないで利用できないというのはわかりますから、皆さんあそこの3階のところで行ったり来たり、そしてまた1階におりたりで、うろろうろろろ待っているわけです。こういった利用者のことを考えると、やはりちょっと運営がおかしいんじゃないかと。都市開発株式会社のほうに言わせると、イズミヤと条例の問題だと言う。今の答弁ですと都市開発との検討だと。これは市のほうがそれなりに言えはできる、簡単にできることです。こんな細かなことを質問させないでほしいと思うんですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、生活環境整備の問題です。生活道路・U字溝の整備の問題です。

自分の住んでいるところを例に挙げるのもなんですが、私たち、約40年以上前に小坂団地に土地を買うときは、自分の土地、今ある土地だけではなく、私道負担ということで道路の半分まで自分の地域、ですから、道路部分もお金を出して購入をしていたんです。それを全額無

償で市に提供をしました。当然、市の管理で行わなければならない。市が小坂団地の道路を買ったわけではないので。ですからこういった生活道路、これはもう小坂団地だけではなくて、十東宝もそうであるし、上池台、そのほかの団地も当然私道負担しているはずで。ですから、なるべく早く、このように無償でもらった地域は生活道路の整備、またU字溝のふたかけ等は優先的に行うべきだと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） U字溝のふたの設置でございますけれども、タウンミーティングをやっても区長さんからの多くの要望があったことも、私は身近に感じております。

平成27年度までに旧まちづくり交付金を活用して整備を進めてまいりましたが、27年以降は交付金がなくなったことにより整備を進めることができませんでした。

しかしながら、今年度より新設された国の交付金制度を活用するため、各行政区のメイン道路や通学児童の多い路線を優先的に事業計画に位置づけ、平成31年度からその交付金を要望し、計画的に実施してまいりたいと思います。

また、ふたのみの設置につきましても、これまでの隅切りなどの危険箇所限定して設置してまいりました。今後は、U字溝の入れかえ改修整備の対象路線以外の道路についても整備の優先順位などを行政区と相談の上、破損のしたU字溝の補修とあわせて必要な箇所へふたの設置を実施してまいります。

また、皆さんも御存じだと思いますけれども、U字溝の段差あります。そこでできることをとということで、その段差の部分、今、削りまして、つまづかないようなことも、まずとにかくできることをやっていますので、予算がついたときには順次あわせて改修を行ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 生活道路の整備、U字溝のふたかけは、これは本当に牛久市にとって大きな課題であり、長年にわたって取り上げてきた、私が議員になって36年になりますけれども、もうその当時からこのU字溝、生活道路の改修を言い続けていると。ぜひ私が生きている間に何とか整備してもらえるように、ぜひ、来年度からということですから、積極的にU字溝のふたかけ、生活道路の整備をお願いしたいと思います。

続きまして、就労支援、特に低所得者や生活保護家庭への就労支援の必要性、これはこれまで何回か質問をしてきましたが、来年度予算の中でこの就労支援、どのような計画になっているのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 就労準備支援事業についてお答えいたします。

就労準備支援事業は、生活リズムを整える生活訓練、模擬面接や集団生活等の社会訓練及び就労に役立つ技能習得訓練を通して、一般就労につくための基礎的な支援を行うものであります。

これまで、就労準備支援事業は任意事業とされておりましたが、平成30年6月の法改正により、都道府県及び市等の努力義務として創設されたことを受け、生活困窮者自立相談支援事業を委託しております牛久市社会福祉協議会と事業の実施に向け検討を重ねてまいりましたが、人員の確保のめどがついたことから、平成31年度から週3日とはなりますが、家計改善支援事業とあわせて実施してまいります。

今後におきましても、ハローワークとの連携及び支援方法につきまして、さまざまな課題や見直しが生じると思われませんが、生活困窮者のみならず、生活保護世帯に対しましてもきめ細やかな支援が実施できるよう試行錯誤を繰り返しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今、本年度の就労支援の説明がございましたが、犯罪や非行に走ってしまった保護観察処分を受けた少年を、市の人事、非常勤職員として直接雇用し、社会復帰に向けた支援を行うため、牛久市、龍ヶ崎市、河内町と水戸保護観察所、龍ヶ崎地区保護司会において、再犯防止対策に係る就労支援協定を締結いたしました。ことしの2月27日でございます。再犯率は、全国で見ても無職の方は有職の方より3倍高いことから、保護観察中の少年が継続的に働く習慣や職場マナーを身につけていただき、生活困窮に陥ることなく社会復帰できるよう就労支援を後押しするものと考えております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この就労支援については、これまでも何度か質問してきたんですが、これによって少し前進してくるというふうに思います。

また、今の市長の説明でも、本当はそちらも含めてだったんですが、特に、これまで質問してきたのは低所得者と生活保護とか、そういうのに係るのでしたが、今、市長の言われたとおり、いろいろな面で就労支援をお願いしていきたいというふうに思います。

この就労支援で非常に私は気になるのが、無理な就労支援です。実は、具体例をいいますと、北海道であった例なんです、この方は生活保護を受けている方、それで、社協や弁護士という協力をしてくれた方がおられて、そして社協の紹介で就労を始めたそうです。ところが、1週間で遺言書を書いて自殺をしてしまったんです。なぜ自殺したかはわからない。そこに書いてあったのは、その社会福祉協議会の職員や弁護士の名前を書いて、「申しわけありませんでした、これ以上生きていけない」という形の自殺です。ここで考えられるのは、無理な就労

支援、その方が本当に就労できる仕事だったのかどうか。そしてまた、就労したときの人間関係の問題、ここまでも見守っていかないと、これまで長期にわたって就労できなかった人に対する支援というのは非常に難しいというふうに私はこのとき感じました。これらの問題、担当課のほうではどのように考え、進めていくのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 現状の就労支援のやり方としまして、例えば、生活保護受給者の方ですと、65歳まではいわゆる稼働年齢、働ける年齢ということで、例えば、病気などでこれまで働けなかった方につきましては、病院の先生のほうの意見、例えば、軽労働であれば就労が可能であるとか、そのような御意見を参考にハローワーク等と連携をしながら、その方に合った就労について市の職員とハローワークと連携して就労につなげていく、そういう状況でございまして、どうしても病気で働けない、そういう方について無理に就労を促すというものではございません。

それと、ただいま来年度から就労準備支援事業の実施について説明申し上げましたが、今後はそのような生活保護以外の方、生活保護にならないで済むような支援、それとあわせて家計相談についてもあわせて実施することで、包括的な低所得者、生活困窮者の支援につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 就労支援のほかに、ぜひ就労した後のきめ細やかな見守りというものを、ぜひ担当のほうでお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で16番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時40分といたします。

午後0時41分休憩

午後1時40分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第3号ないし日程第23、議案第24号及び日程第24、議案第26号の23件を一括議題といたします。

議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について

議案第 4号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 5 号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 平成 30 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 11 号 平成 30 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 平成 30 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 平成 30 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 平成 31 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 15 号 平成 31 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 31 年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 31 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 31 年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 31 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 31 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 21 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 22 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 23 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第 24 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 26 号 土地取得について

○議長（板倉 香君） これより議案第 3 号ないし議案第 24 号及び議案第 26 号の 23 件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関しまして簡素に明瞭にされるようお願いいたします。答弁に関しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第 3 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、議案第13号の平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、直接ここの中というよりもちょっと関連になるんですが、平

成29年度の医療概況というのが出ております。その中で、市町村別の医療費及び1人当たりの医療費の状況ということで、県内の44市町村の順位、あと金額が出ております。牛久市は茨城県内の中で12位という中で、数字的には高い高水準の医療費をいっていると思います。また、県南10市のうちでも上位のほうに入ってくる。県南10市でいきますと、つくばが茨城県内5位、つくばみらいが7位、稲敷が9位、続いて牛久市が12位というふうな位置づけになっております。

今後、このように医療費の伸びが、国保のほうはある程度落ちついているとは聞いてはいるんですが、後期高齢者の医療に関するものに関して、今後どのような推移を想定されるのか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問でございました後期高齢者医療の医療費等を含めた質問でございますが、平成29年度におけます医療費については、今、議員おっしゃられたとおり、広域連合のほうで取りまとめた資料によりますと、牛久市が12位ということで、1人当たりの医療費は88万3,319円という状況となっております。これまでの過去5年とも調べてみますと、やはりほぼほぼ8位であったり、9位であったり、10位であったりという、この辺を常に動いているというような状況で、県内の中では医療費の高い、位置しているというような状況がございます。

今後の見込みにつきましても、今後5年間の年齢構成と後期高齢者に移行する年齢層を見ますと、今現在、後期高齢者の対象者は1万人を超えている状況です、1万5000人くらいいらっしゃるわけですが、これが、70歳以上の方が今後75歳を迎える5年後には1万7,000人くらいになっているということ踏まえると、医療費全体は当然押し上がっていくということ、それと平均の医療費についても、ほぼほぼ現状が維持されていくのかなというように想定はしてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） ありがとうございます。

また、平成32年度、2020年では茨城県では75歳以上の人口将来推計ということで全体、総人口における14.9%が茨城県、そして全国も同じように14.9%というふうに同等の数字が出ておるんですが、2040年、平成52年と仮定した場合、75歳以上の人口は茨城県では22.3%、約53万人がなると。全国平均では20.2ということは、高齢化率が上がっていくと思うんです。そうすると、やはり医療費の抑制というのはなかなか厳しいものがあるかなと思います。まして、さきのいろいろ、一般質問、同僚議員もありましたが、新生児がやっぱり減ってきているということでは、今後そういう部分では将来人口動態にも影響

してくると思いますので、特に今の段階としてはすぐどうこうできるということはないとは思
うんですけども、そういう部分では医療費の状況というのは、特にこれというふうな何かお
考えがあればお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問ございましたとおり、今後の見込み等につ
きましては、先ほども申し上げましたが、5年後の75歳以上の人口については1万7,00
0人を超えてくる。そして、10年後については2万3,000人を超えていくというような
状況で高齢化が進んでくる中にあります。そうした中で、そういった方々が75歳を迎える中
にあって医療費をどのように抑制していかっていくかということは、今、市のほうでも事前の疾病
予防、予防に力を入れておりまして、特に牛久市では、糖尿病の重症化予防とか、そういった
医療費抑制のための取り組みをこれまでも進めておりまして、今後におきましても、疾病の予
防に力を入れた取り組みをすることによって医療費抑制につながっていくものと考えてござい
ます。以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑を許します。6番杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 保健福祉部の民間保育園の運営を支援する18億8,698万1,0
00円の中の保育士等処遇改善補助金、この項について質問させていただきます。

全員協議会などで出された予算の概要の説明書きあるいは市長からも説明をいただいた中で、
平成30年度より保育士等処遇改善補助金を市単独で新設し、保育士確保に取り組んでいると
ころですが、平成31年度は対象者を拡大し、短時間保育士への補助についても実施しますと
あります。私は、この平成30年度の処置について、そしてまた、31年度の短時間保育士へ
の拡大について評価をするところでもありますけれども、昨年の牛久市議会が上げた決議、非正
規雇用保育士の処遇改善の決議があったかというふうに思いますけれども、その中では、意識
をしたといいますか、中身として、公立も含んだ非正規雇用保育士の処遇改善という形になっ
ていたかというふうに思います。非正規の保育士の場合、特に公立、市立の場合と民間の場合
とそれほど大きな差はないかというふうに思うわけですが、今回なぜ、この市立の短時
間保育士については外されてきたのかということについて理由を、説明を求めたいというふう
に思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 非常勤臨時の保育士に当たっての処遇改善、これにつきまし

ては、議会の決議も受けまして、いろいろ内部で検討を進めてまいりました。民間保育士に対する処遇については、31年度当初予算に予算をのせさせていただいているとおり、処遇改善を図っていくということでございます。

それとあわせて、公立保育園にも多くの非常勤職員の方々を任用させていただいてございますが、この処遇につきましては、現在、取り組みがされております会計年度内の大きな見直しがあるという中で、それをあわせての整理。それと、そもそもが、手当についての支給ができないというような縛りがある中で、そういったものを受けて総合的に今後見直しをしていこうということで、今、税務担当局のほうとは打ち合わせをしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 非正規雇用の保育士については、一般質問の中でも御答弁されているように、特に、民間よりも公立のほうが非正規の占める割合が大変多いという現状がございますので、会計年度任用職員制度、2020年度から始まるということで、来年度です。その間に、大変大きな比率を占める非正規雇用保育士の方々の動きというのが大変気になるところであります。これらについて、法制度の問題というところは、それはそれとして考えなければならぬというふうに思いますけれども、そこについてもこれから手当をしていくんだということについては、公立の保育士さんの皆さんにきちんと方向性だけでも説明をするなりなんなりして、その方々のやる気というものを、ぜひ維持をしてもらえるように、措置をとりながら進めていってほしいというふうに思います。これは質問ではありません。要請ですので、答弁は結構です。以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

本日の議題となっております議案第3号ないし議案第24号及び議案第26号の23件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会に付託いたします。

平成31年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について

- 議案第 4 号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 平成 30 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 23 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

◎教育民生常任委員会

- 議案第 6 号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 平成 30 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 11 号 平成 30 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 平成 30 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 損害賠償の額を定めることについて
- 請願第 2 号 後期高齢者の医療費自己負担 2 割への引き上げに反対する請願

◎産業建設常任委員会

- 議案第 10 号 平成 30 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 12 号 平成 30 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 22 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 26 号 土地取得について
- 請願第 1 号 「最低賃金大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表
歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金		
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		
12 分担金及び負担金	1 負担金		2 教育費負担金	
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金 2 衛生費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金	2 民生費国庫補助金 5 土木費国庫補助金 6 教育費国庫補助金	5 土木費国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金		1 民生費県負担金	
	2 県補助金		1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	3 農林水産業費県補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		
16 財産収入	2 財産売払収入			1 不動産売払収入
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		
20 諸収入	5 雑入	4 雑入	4 雑入	
21 市債	1 市債	1 総務債 3 衛生債 4 土木債 6 教育債 7 臨時財政対策債		

第1条 第1表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 3. 広報広聴費 (目) 6. 財産管理費 (目) 7. 企画費 (目) 8. 交通安全対策費 (目) 9. 電子計算費 (目) 16. 財政調整基金費 (目) 18. 諸費 (項) 2. 徴税费 (目) 2. 賦課徴収費 (項) 4. 選挙費 (目) 3. 茨城県議会議員選挙 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 4. 防災対策費 (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 2. 利子 各款における職員給与関係経費に関する事項	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (目) 14. 後期高齢者医療給付費 (目) 15. 医療福祉費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (項) 3. 生活保護費 (目) 2. 扶助費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 (目) 2. 予防費 (目) 3. 母子衛生費 (款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (目) 2. 教育振興費 (項) 3. 中学校費 (目) 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 6. 財産管理費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 3. 農業振興費 (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費 (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 (目) 3. 道路新設改良費 (目) 4. 排水路整備費 (項) 3. 河川費 (目) 1. 準用河川費 (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費 (目) 2. 公共下水道費 (目) 3. 公園費 (目) 6. 駅周辺整備費 (項) 5. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費

	(目) 2. 生涯学習センター費	
	(項) 6. 保健体育費	
	(目) 2. 体育施設費	

第2条 第2表 継続費補正 教育民生常任委員会

第3条 第3表 繰越明許費補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第4条 第4表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（板倉 香君） つきましては、各所管委員会において受託案件を審査終了の上、来る22日の本会議に審査の経過と結果を報告されますようお願いいたします。

次に、日程第25、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす8日から21日までの14日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、あす8日から21日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時01分散会